

備前渠だより



令和7年7月発行



深谷市上敷免地内石原堰

備前渠用水路土地改良区

事務所所在地 埼玉県熊谷市弥藤吾2450番地（妻沼行政センター内）
電話：048－（567）－3115
FAX：048－（589）－1071

新理事長挨拶

備前渠用水路土地改良区 新理事長 常見 勝



盛夏の候、組合員並びに関係者の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

令和7年3月21日の第74回通常総代会において新役員が選任され、同日開催の理事会において、高田理事長が退任されたことを受け、新たに理事長に選任されました、常見勝でございます。私をはじめ二十三名が備前渠用水路土地改良区役員として四年間務めさせていただきます。

理事長に就任するにあたって大変光栄であると同時に、責任の重大さを痛感いたしております。当土地改良区発展の為、全力を傾注して改良区の事業運営に努力してまいり所存でございます。

さて、今日の農業情勢につきましては、農業者の人口減少と高齢化が進む中で、営農の継続やそれを支える農地及び農業用水の保全管理に支障が生じているほか、世界的な情勢不安や経済不安化による物価高騰といった課題に直面しており、農業経営及び土地改良区の運営に大きな影響を及ぼしています。そのような問題に対する意識を広く持ち、土地改良区として農業水利施設の持つ多面的機能を最大限に発揮できるようにしていく事が重要であると思っております。

これらを行っていくためには維持管理費用の軽減に向けた補助事業の導入や、用水施設の老朽化対策における長寿命化等、果たすべき課題は多様であると存じます。そこに向けての取り組みは困難なものでありますが、役職員一同団結し、組合員の皆様の要望を少しでも応えられるように努力して参る所存ですので、一層のご理解とご支援を頂けますようお願い申し上げます、就任の挨拶と致します。

〈 第 7 4 回 通常総代会開催 〉

備前渠用水路土地改良区第74回通常総代会が、令和7年3月21日熊谷市めぬま農業研修センター大会議室において開催されました。

提出された議案はすべて、原案どおり可決承認されました。

議案第 1号 令和5年度事業報告の承認について

議案第 2号 令和5年度一般会計収入支出決算の承認について

議案第 3号 組合費の賦課及び徴収方法等について

議案第 4号 令和7年度一般会計収入支出予算について

議案第 5号 一時借入金並びに余裕金の預入先について

議案第 6号 任期満了による役員選挙について

令和5年度一般会計決算

本土地改良区の令和5年度における収支決算のあらましをご報告いたします。

■一般会計 歳入歳出決算

単位：円

歳入科目	本年度決算額	歳出科目	本年度決算額
土地改良事業収入	38,253,900円	土地改良事業費支出	28,531,204円
附帯事業収入	7,291,318円	附帯事業費支出	0円
基本財産運用収入	0円	一般管理費支出	17,897,816円
特定資産運用収入	0円	特定資産積立支出	23,125,512円
補助金等収入	27,675,200円	繰越金	0円
交付金収入	940,000円	予備費	0円
寄附金収入	0円		
業務受諾料収入	2,202,870円		
雑収入	809,755円		
繰越金	29,214,695円		
合計	106,387,738円	合計	69,554,532円

歳入歳出差引残高：36,833,206円 翌年度へ繰越

令和7年度予算の状況

本土地改良区の令和7年度における予算のあらましをお知らせいたします。

■一般会計 歳入歳出予算

単位：円

歳入科目	本年度予算額	歳出科目	本年度予算額
土地改良事業収入	36,795,000円	土地改良事業費支出	62,911,000円
附帯事業収入	7,500,000円	附帯事業費支出	0円
基本財産運用収入	0円	一般管理費支出	25,300,000円
特定資産運用収入	0円	特定資産積立支出	1,001,000円
補助金等収入	21,420,000円	繰越金	0円
交付金収入	16,030,000円	予備費	18,259,000円
寄附金収入	0円		
業務受諾料収入	2,647,000円		
雑収入	1,011,000円		
繰越金	22,068,000円		
合計	107,471,000円	合計	107,471,000円

令和6年度事業の報告

令和6年度は、用水時期が終了後に、県費単独土地改良事業及び土地改良施設維持管理適正化事業により工事を実施しましたのでご報告します。

工事に関係した地域の皆様には、期間中ご協力いただきありがとうございました。

県費単独土地改良事業

防護柵設置工事及び護岸整備工事を実施しました。

【矢島地区 防護柵設置工事】



- ・老朽化に伴い防護柵を補修しました。

【備前渠本庄地区 護岸工事】



【備前渠深谷地区 護岸工事】



- ・用水シーズン終了後に護岸整備工事を実施しました。

■未収賦課金の対応について

現在、滞納されている未収入の組合費賦課金により、改良区の財政に支障が出ています。

土地改良区では、貴重な財源である組合費賦課金の完納を目指すと共に、賦課金納付の公平性を保つ為、滞納への対策を行っております。今後も引き続き未収賦課金の解消に取り組んで参ります。

☆ 未収賦課金は、新しい権利者に引き継がれます

未収賦課金のある土地を取得すると、土地改良法第42条(権利義務の承継及び決済)により新しい権利者に支払いが継承されますので、未収賦課金の納入にご協力ください。

■組合費の賦課について

土地改良区組合費賦課金は、毎年6月1日現在で登録されている耕作者または所有者に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款により、改良区区域内の農業用水施設の維持管理事業に充てる事を目的として、賦課しています。休耕・転作などを行っている農地でも、通常通り賦課されます。

経常賦課金 → 1㎡あたり3円80銭(10円未満は四捨五入)

賦課対象 → 改良区管内の田んぼ

納入期限 → 令和7年7月31日

納入方法 → 口座振替契約による口座引落とし・納入通知書による直接納入

■滞納賦課金の回収業務について

滞納賦課金の回収業務に関し、令和5年度より弁護士法人事務所と委託契約しております。滞納賦課金がある場合、弁護士事務所よりご連絡する場合があります。

納付されていない賦課金がございましたら、早急に納付いただきますようお願いいたします。

【新総代のご紹介】

令和6年10月7日に任期満了による総代選挙が行われ、38名の総代が就任されました。

総代は、地元各地区の組合員の代表であり、構成されている総代会は土地改良区の運営に係る決算の承認や予算の議決などの重要な事項を決定する重要な議決機関です。任期である4年間よろしくをお願いします。

1	戸塚正	15	大澤充	29	白石豊広
2	正田武弘	16	茂木知之	30	諸孝行
3	森田文夫	17	富岡一之	31	飯島弘充
4	圓岡崇司	18	霜田明彦	32	堀口明
5	福田幸久	19	木村寄弘	33	細田文男
6	増野弘	20	青木大輔	34	高橋秀征
7	荻野信義	21	島田敦	35	小島達男
8	栗田和宏	22	小久保浩	36	関口俊雄
9	山口純一	23	田部谷安夫	37	金子一
10	齊藤昇	24	笹田清美	38	羽鳥英太郎
11	小暮明宏	25	石川茂		
12	飯島三喜男	26	橋本明男		
13	大澤久明	27	梶山吉男		
14	小此木斉	28	栗原斉		

任期：令和6年10月21日～令和10年10月20日

【新役員のご紹介】

令和7年3月に開催された、第74回通常総代会において、任期満了による役員選挙が執行され、19名の理事と4名の監事が当選されました。

また、同日に開催された役員会では、理事長以下副理事長2名と総括監事が選出されました。

任期である4年間、備前渠用水路土地改良区の業務執行機関として全力で取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

理事長	常見勝	理事	篠崎敏明	理事	大槻守正
副理事長	浅見秀夫	理事	齊藤敏之	員外理事	茂木恵子
副理事長	小林広司	理事	橋本猛	員外理事	井上悦子
理事	金井勝	理事	倉上昭彦	総括監事	根岸広行
理事	山口照正	理事	田沼寛央	監事	小林均
理事	高田博之	理事	中野拓海	監事	内田善治
理事	吉田光雄	理事	荻野展二	員外監事	市川ますみ
理事	根岸正典	理事	高澤剛		

任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日

改良区からのお知らせ

【 組合員資格の変更があったとき 】

- ◎土地の所有権や耕作権が移動した場合
- ◎農業者年金等による経営移譲があった場合
- ◎生前一括贈与や死亡により名義の変更があった場合
- ◎住所などが変更された場合

くみあいんしかくとくそうつうち
→**組合員資格得喪通知** を、資格を喪失した方と取得した方と連名で提出して下さい。この届出がない場合、組合費は従前の土地所有者や耕作者に賦課・通知されますのでご注意ください。

※農業委員会へ農用地の利用権に基づく届出を提出しても、土地改良区へ届出をしなければ変更されません。

【 農地を転用するとき 】

- ◎住宅や駐車場等へ転用する場合《決済金：1㎡当り130円》
- ◎公共用地への買収により転用する場合《決済金：1㎡当り100円》

のうちにんようとう つうちしょ
→**農地転用等の通知書** を提出して下さい。
内容を審査した上で、意見書を発行しますので、その際に農地転用決済金を納入していただきます。

施設の維持管理及び事業を実施する費用は、皆様からお預かりしている賦課金で賄われています。一部の農地が農地転用により地区から除外されると、残された農地に対する負担が大きくなってしまいます。この費用負担の増加を緩和するために納付いただくのが農地転用決済金です。

※意見書が必要な場合、1件あたり1,000円の発行手数料がかかります。
届出が無い場合、従来どおり賦課されてしまいますので、ご注意ください。

【水の事故への注意】

本格的な用水の需要時期を迎えた水路には、備前渠用水路本線をはじめ、各支線についても水量が大変増加しておりますので、堰の操作や水路近くでの作業等などには十分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の近くで遊んでいた場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、悲惨な水難事故の未然防止にご協力下さい。



【ゴミを捨てられて困っています。】

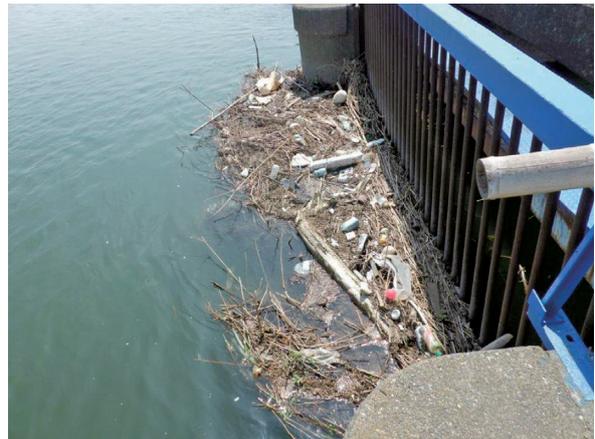
備前渠の取入口や土手、水路の中にビニールや野菜クズ、刈った草等が捨てられています。

捨てられたゴミは、水路周辺の環境を害し悪臭などの原因となるばかりか、水路に落ちたゴミは各堰に溜まってしまい、通水に支障をきたしてしまいます。

役職員や堰当番がゴミの清掃を順次行っておりますが、それが間に合わない程、多くの場所でゴミが捨てられています。その処分費用は、皆様からお預かりした賦課金によって賄われています。

ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰される犯罪です。(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金)

水路や堤塘敷などの土地改良区施設は、組合員皆さんの大切な財産であり、ゴミ捨て場ではありません。組合員の皆さんや地域の方々のご協力をお願いします。



↑ 備前渠用水路の取入口に溜まったゴミ

〈事務局の紹介〉

熊谷市妻沼地区土地改良区合同事務所では、現在、備前渠用水路土地改良区をはじめ、妻沼西南土地改良区、秦第二土地改良区、秦土地改良区、長井用水維持管理組合の事務全般を行っております。

事務所は、妻沼行政センター2階にあります。

改良区に関するお問い合わせやご質問は事務局までお願いいたします。

☎ 048-567-3115

FAX 048-589-1071

役職	氏名
事務局長	牛山 美津子
主事	高田 雄介
職員	田部谷 真慶
再任用職員	針ヶ谷 澄枝